特集

文◎税理士法人タクトコンサルティング情報企画室

法人セールスで役立つ 平成19年度 税制改正のポイント

昨年12月に発表された「平成19年度税制改正大綱」。保険提案に直結する項目は少ないものの、減価償却制度の見直し、留保金課税制度の緩和、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の緩和など、企業の税負担軽減を中心とした改正となりました。本特集では、中小企業経営にとって“追い風”となるポイントを中心に解説します。

なお、次号（4月号）には小冊子『(仮) 平成19年度税制改正と生命保険活用』の付録がつき、本誌には小冊子の活用法の紹介記事を掲載する予定です。改正を踏まえた保険提案については、次号をご覧ください。

＊本稿の内容は、平成19年2月1日時点のものです。今後の変動にご注意ください。

1. 改正の大要

今回の税制改正大綱は、少子高齢化を迎えたわが国が、国際社会の中で長期的に成長できるような税制のデザインを目指したものです。主に**①国際競争力を高めるための減価償却の改正、②経済基盤をになっている中小企業の事業活動を後押しするための改正などの減税、③個人の生活面を支援する住宅税制、④証券税制優遇措置の温存**が大きなテーマになりました。ここでは平成19年度税制改正のうち、主なトピックとなる項目を取り上げます。

2. 減価償却制度の見直し

●平成19年4月以降取得の資産

減価償却制度の見直しは、**ア.**残存価額の廃止、**イ.**償却可能限度額の廃止、**ウ.**法定耐用年数の見直しの３本柱の改正です。このうち、**ア.**残存価額の廃止では、耐用年数経過時点での残存価額を想定した償却費の計算が廃止されます。また、この場合の定率法の償却では、定額法の償却率の２.５倍の償却率を採用できるようになります。**イ.**償却可能限度額の廃止は、平成19年４月１日以後に取得をする減価償却資産については、耐用年数経過時点に１円（備忘価額）まで償却できることとされます。

さらに、定率法を採用している場合には、定率法により計算した減価償却費が「一定の金額」を下回るときに、償却方法を定率法から定額法に切り替えて減価償却費を計算することができるようになります。これにより、定率法を採用している場合にも、耐用年数経過時点に1円（備忘価額）まで償却することができるわけです。上記の「一定の金額」とは、耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却すると仮定して計算した金額となります。この金額については、当局が納税者の便宜のため、取得価額に一定の割合を乗じて計算できるように、モデルケース（初年度は期首に取得し、その後に減価償却費の過不足額がないケース）を用いて、耐用年数ごとに一定の割合を定めておくとしています。

●既存の資産への適用

平成19年３月31日以前に取得をした減価償却資産については、償却可能限度額まで償却した事業年度等の翌事業年度以後５年間で均等償却ができるようになります。

●法定耐用年数の見直し

法定耐用年数の見直しでは、フラットパネルディスプレイ製造設備、フラットパネル用フィルム材料製造設備、半導体用フォトレジスト製造設備について、法定耐用年数が５年に短縮されます。加えて今後、実態調査を進めるなかで、全般的な資産の区分や法定耐用年数の見直し、耐用年数短縮手続きの見直しを行なう方針です。

●固定資産税の償却資産の取扱い

固定資産税の課税対象である減価償却資産の評価については、今回の償却方法の見直しに連動せず、現状維持となります。

●リース資産

リース会計基準が変更されるのに伴い、借り手にはリースの簡便性を維持するために会計に沿った税制上の処理を認め、貸し手には課税への影響を最小限とする措置を講ずることとされます。

3. 中小企業税制

中小企業の税制改正は大まかに、**ア.**ベンチャー企業を後押しするエンジェル税制の改正ほか、**イ.**特定の同族会社に課税される留保金課税制度の緩和、**ウ.**特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の緩和など、主に法人税の改正と、事業承継を支援する相続時精算課税制度の拡充といった相続・贈与税などの改正の３本柱です。

●エンジェル税制

エンジェル税制は、ベンチャー企業への投資を促すために設けられた税制です。具体的には中小企業創造活動促進法などに規定される特定のベンチャー企業（特定中小会社）の発行株式が対象で、そこへ投資した投資家が受けられる一連の譲渡所得税の特例です。ただし、投資家がお金を払い込んで直接出資して得た株式に限定されています。

特例は主に４つあります。**ア.**その年の株式譲渡益から特定のベンチャー企業の株式の取得に要した費用の合計額を控除できる特例。また、ベンチャー企業がうまくいかなかった場合に適用される税制として、**イ.**ベンチャー企業の解散等により清算結了したことから株の価値がなくなった場合の損失控除の特例、**ウ.**ベンチャー企業の解散等により株の価値がなくなった場合、その損失の翌年以降３年間の繰越控除の特例があります。さらにベンチャー企業が成功した場合の特例として**エ.**ベンチャー企業が上場等をした後でその株を売った場合の譲渡所得を２分の１にする特例が用意されています。この**エ.**の特例は、平成19年３月31日までの適用期限とされていましたが、今回の改正で特例の適用期限が２年延長されました。また、エンジェル税制の対象となる株式の発行会社について、要件が緩和されます。

a. 設立後1年未満の中小企業のうち、研究者の数が2人以上、常勤役員と従業員の合計の10%以上という要件を満たさなくても、開発者が2人以上で常勤役員と従業員の合計の10%以上という要件を満たせば、特定新規中小企業者の対象とする
b. 設立後1年以上2年未満の中小企業について、売上高に対する試験研究費の割合が3%以上という要件を満たさない場合でも、開発者数の要件を満たせば特定新規中小企業者の対象とする
c. 設立後2年以上5年未満の中小企業について現行の試験研究費の要件を満たさなくても、売上高成長率が25%以上の要件を満たせば特定新規中小企業者の対象とする

●留保金課税制度の緩和

留保金課税の現行制度は、原則として同族関係者の１グループにより50％を超える株式が保有されている会社を対象とする税制です。課税されるのは、会社の内部に留保した金額を基に追加的に課税されるものです。今回の改正では、同族関係者１グループで支配されている企業であっても

資本金１億円以下の中小企業であれば、留保金に対する追加課税が行われないことになります。

●特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度の緩和

昨年の税制改正で、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入という節税規制が導入され、各界で物議をかもしました。この規制が今回の改正で緩和されます。現行制度上、規制の対象となる会社は、①その同族会社の業務を主宰する役員や、その同族関係者等が発行済株式の総数の100分の90以上の数の株式を有し、②かつ、常務に従事する役員の過半数を占める同族会社です。節税規制の内容は、当該業務を主宰する役員に対して支給する給与の額のうち給与所得控除に相当する部分として計算される金額は、損金の額に算入しないというものです。

ただし、当該同族会社の所得等の金額として計算される金額の直前３年以内に開始する各事業年度における平均額が年800万円以下である場合、及び当該平均額が年800万円超3,000万円以下であり、かつ、当該平均額に占める当該給与の額の割合が100分の50以下である事業年度には、節税規制を適用しないこととされています。これはいわゆる法人成りで節税できることを規制しようというものです。

今回の改正では、適用除外となる所得の基準額が800万円から1,600万円に倍増されます。これにより、対象となる会社はぐんと少なくなることが予測されます。なお、適用は平成19年４月以降に開始する事業年度からです。

※当社より「『役員給与の損金不算入制度』の対策と販売話法」のCDを発売しています。詳しくは巻末（P.48）の広告をご覧ください。

●事業承継税制

（１）取引相場のない株式の評価方法の明確化

会社法の施行にともない、株主総会での議決権がない株式等の種類株式のうち、中小企業の事業承継において活用が期待される「配当優先の無議決権株式」「社債類似株式」「拒否権付株式」について、評価方法が明確化されることになりました。経済産業省の「平成19年度税制改正について」によると、次の種類株式の評価方法が、国税庁より公表される方向です。

①配当優先の無議決権株式

●普通株式と同様の評価を原則とする

●類似業種比準価額方式による評価の場合は、議決権がない点を考慮し、相続時の納税者の選択により、無議決権株式について普通株式評価額から５％を評価減することができる。この場合、相続人全体の相続税評価総額が不変という前提なので、無議決権株式の５％評価減分を議決権株式に加算する。

●純資産価額方式による評価の場合は、配当が計算要素に含まれないので、配当優先の度合いに関わらず普通株式と同額評価となる。

②社債類似株式（一定期間後に償還される特定の無議決権＋配当優先株式）

次の条件を満たす社債に類似した特色を有する種類株式は、社債に準じた評価（発行価額と配当に基づく評価）を行う。

1.優先配当　2.無議決権　3.一定期間後に発行会社が発行価額で取得　4.残余財産分配は発行価額を上限　5.普通株式への転換権なし

③拒否権付株式

拒否権付株式（普通株式＋拒否権）は、普通株式と同様に評価する。

（２）取引相場のない株式等にかかる相続時精算課税制度の特例の創設

推定相続人の一人（受贈者）が、平成19年１月１日から平成20年12月31日までの間に取引相場のない株式等の贈与を受ける場合には、次の要件を満たすときに限り、60歳以上の親からの贈与についても同制度を適用することとし、2,500万円の非課税枠を500万円上乗せして3,000万円とする等の措置が講じられます。

①当該会社の発行済株式等の総額（相続税評価額ベース）が20億円未満であること。

②次のすべての要件をこの特例を選択したときから４年経過時において満たしていること。

a. 当該受贈者が当該会社の発行済株式等の総数の50%超を所有し、かつ、議決権の50%超を有していること。
b. 当該受贈者が当該会社の代表者として当該会社の経営に従事していること。

図表1　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン控除）

入居年	控除対象ローン残高の上限額	控除率	控除期間		最大控除額
平成19年	2,500万円	1%	1～6年目	10年	200万円
		0.5%	7～10年目		
平成20年	2,000万円	1%	1～6年目	10年	160万円
		0.5%	7～10年目		

図表2　住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額の特例（住宅ローン控除の特例）

入居年	控除対象ローン残高の上限額	控除率	控除期間		最大控除額
平成19年	2,500万円	0.6%	1～10年目	15年	200万円
		0.4%	11～15年目		
平成20年	2,000万円	0.6%	1～10年目	15年	160万円
		0.4%	11～15年目		

③その他所要の要件を満たすこと。

4. 住宅・土地税制

住宅税制のトピックは、住宅ローン控除制度の特例の新設等と、各種住宅取得支援関係の税制の延長、バリアフリー改修促進税制の導入です。土地税制では、10年超保有の事業用不動産などの買換え特例の延長が見逃せません。

●住宅ローン控除の改正

住宅ローンを利用してマイホームを取得した場合、10年間にわたり、年末のローン残高の一定割合を所得税から控除する制度です。平成19年、20年に入居して住宅ローン控除を適用する場合には、控除額が図表1のように決まっていました。

新設された特例の内容は、平成19年、20年に入居した場合には、図表1の控除のほか、図表2に示した15年間で年末ローン残高の一定割合の税額控除を認める新制度「住宅ローン控除の特例」のどちらかを選択できるようになるというものです。これは税源移譲による所得税率の引下げにより、住宅ローン控除による減税額が小さくならないように緩和するために設けられます。

図表3のように、一般的には、住宅ローン控除前の所得税が控除限度額を下回る場合には、所得税額が控除の最高額になるため、既存の10年間控除の方法で限度額まで控除できない人は、15年間控除の特例を選択したほうが有利になるでしょう。

図表3　住宅ローン控除比較表（入居年が平成19年の場合の比較）

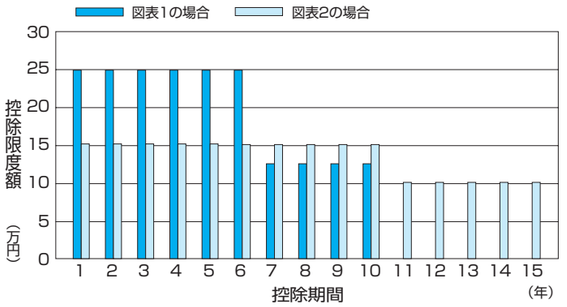

主な適用要件は、**ア.**マイホームのための新築・取得または増改築、**イ.**所定の条件（償還期間が10年以上など）を満たす住宅ローンがあること、**ウ.**控除を受ける年の合計所得金額が3,000万円以下であること…改正前と変わりはありません。また、対象となるマイホーム**ア.**床面積が50㎡以上、**イ.**中古住宅の場合、一定の耐震基準に適合するもの、または耐火建築物は築25年以内、その他は20年以内…などとなっており、これも変更はありません。

●居住用財産の買換え特例の要件緩和・延長

マイホーム（住宅）を譲渡（売却）して、買換える際に譲渡益（黒字）が出て、旧住宅の代金以上の価格の新しい住宅を買った場合、譲渡益に対する課税を先送りできる制度です。改正点は２つあります。

①適用できる期間が３年間延長され、平成21年12月31日まで適用できる。

②対象となる買換え先住宅の床面積要件のうち、上限280㎡の制限が撤廃される（これは平成19年４月以降から適用）。

●居住用財産買換えの場合の譲渡損失の繰越控除特例の延長

マイホームを譲渡（売却）して買換える際に譲渡損失（赤字）が出た場合、譲渡した年のほか、翌年以降３年にわたって損失分を所得から控除できる制度です。適用期間が３年